

「中華人民共和国著作権法」(意見募集稿)  
意見募集表

会社名： 一般社団法人日本音楽出版社協会

条項番号	修正提案	修正理由
第 27、32、35 条	著作権は著作者の生涯及びその死亡後の 70 年、実演家及びレコード製作者の権利は 70 年に修正する。	すでに南北アメリカ大陸の諸国、欧州のほとんどの国は 70 年を採用しており、ロシア、オーストラリアも 70 年に延長し、韓国も来年の延長を国会で承認している。主要国の中で 50 年にとどまっているのは、日本のほか中国、カナダ、インド (60 年) などごく限られている。国際的な文化、芸術の交流、産業振興を考えたとき、保護期間の国際標準との合致は必須である。
第 46 条	削除。	<p>「著作権者の許諾を得ずに」レコードを製作できるという規定は削除すべきである。レコードが出版されて 3 ヶ月後には、他のレコード製作者が著作権者の許諾を得ずにその著作物を利用してレコードを製作できるというのでは、違法複製物の取り締まりを困難にするだけである。</p> <p>また、レコードの価格、数量、品質、パッケージ等の管理ができず、適切な利用料が支払われる保証もない。</p> <p>もし、著作物の利用、流通の促進を目的とするのであれば、著作権者の権利を保護したうえで (許諾権を保証したうえで) 必要な措置をとれるよう規定すれば足りる。</p>
第 48 条	強制許諾を規定する。	<p>強制許諾は各国の著作権法にみられるものであり、適切な形で強制許諾制度を設けるべきである。</p> <p>日本の著作権法第 69 条を参考にしていえば、「出版後 3 ヶ月」はあまりに短い。日本と同様に少なくとも 3 年は必要である。また、「許諾を得ずに」とするのではなく、許諾は必要だが権利者との協議が整わなかった場合、通常の使用料の額に相当する補償金を払うなどの条件のもとで利用できるように規</p>

		<p>定すべきである。</p> <p>また、この規定では、著作権者への分配が適切に行われるのか、権利情報の収集蓄積が適正に行われる体制が整えられるのか、疑問が残る。</p>
--	--	--

**参考：中華人民共和国著作権法（改正草案）抜粋**  
（国家版權局 2012年3月）

**○第二章 著作権 第三節 著作権の保護期間**

**第二十七条** 自然人の著作物の公表権及び著作権中の財産権の保護期間は著作者の生涯及びその死亡後の50年間とする。分割できない共同著作物の場合、その保護期間は最後に死亡した著作者が死亡した日から起算する。

法人又はその他の組織の著作物及び著作権を法人又はその他の組織が享有する職務著作物の著作権中の財産権の保護期間は著作物の最初の公表後50年間とする。但し、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。

視聴覚著作物の著作権中の財産権の保護期間は著作物の最初の公表後50年間とする。但し、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。

本条第二項、第三項に掲げる著作物の公表権の保護期間は50年間とする。但し、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。

応用美術著作物の著作権中の財産権の保護期間は著作物の最初の公表後25年間とする。但し、著作物が創作完了後の25年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。その公表権の保護期間は25年とする。但し、著作物が創作完了後の25年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。

前記5項にいう保護期間とは、著作者が死亡した年、関連著作物が初めて公表された年又は著作物の創作が完了した年の次年の1月1日から起算する。

**○第三章 著作隣接権 第二節 実演家**

**第三十二条** 実演家はその実演について次の各号に掲げる権利を享有する。

- 一、実演家の身分を表示する権利
- 二、実演イメージが歪曲されないよう保護する権利
- 三、他人が無線又は有線方式により現場から実演を公開中継する権利
- 四、他人が実演を録音、録画することを許諾する権利
- 五、他人がその実演を収録した録音録画製品又は当該録音録画製品の複製品を複製、頒布、貸与することを許諾する権利

六、他人が情報ネットワーク環境下において無線又は有線方式によりその実演を公衆に対して提供し、当該実演を公衆が自ら選定した時間、場所で入手することを可能にすることを許諾する権利

前項第一号、第二号に規定する権利の保護期間は制限を受けない。第三号から第六号に規定する権利の保護期間は50年間とし、当該実演が発生した年の次年の1月1日より起算する。

許諾を受ける者は第一項第三号から第六号に規定する方式により作品を利用する場合、著作権者の許諾を得なければならない。

### ○第三章 著作隣接権 第三節 レコード製作者

**第三十五条** 録音録画製作者は、その製作したレコードに対して、他人がレコードを複製、頒布、貸与すること、情報ネットワーク環境において無線又は有線方式によって公衆に対してレコードを提供し、公衆が自ら選定した時間、場所で当該レコードを入手すること可能にすることを許諾する権利を享有する。

前項に規定する権利の保護期間は50年間とし、レコードの製作が最初に完了した年の次年の1月1日より起算する。

許諾を受ける者は、レコードを複製、頒布、貸与、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を行う場合、著作権者及び実演家の許諾を得なければならない。

### ○第四章 権利の制限

**第四十六条** レコードが最初に出版されてから3カ月が経過した後、その他のレコード製作者は本法第四十八条に規定される条件により、著作権者の許諾を得ずに、その音楽著作物を利用してレコードを製作することができる。

**第四十八条** 本法第四十四条、第四十五条、第四十六条及び第四十七条の規定により、著作権者の許諾を得ずに著作権者がすでに公表した著作物を利用するには、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- 一、利用前に国务院著作権行政管理部門に対し届出を申請していること
- 二、利用時に著作者の声明、著作物の名称及び著作物の出典を明示していること
- 三、利用後一ヶ月以内に国务院著作権行政管理部門の制定する標準に基づいて著作権集団管理組織に対し利用料を支払い、同時に利用著作物の名称、著作者の氏名及び著作物の出典などの関連情報を報告していること。

利用者が法定の許諾申請を行った場合、国务院著作権行政管理部門はそのオフィシャルウェブサイトにおいて届出情報を公告しなければならない。

著作権集団管理組織は第一項に述べる利用料を速やかに関連権利者に支払い渡し、かつ著作物利用状況検索システムを設置し権利者が無償で著作物の利用状況及び利用料の支払い状況を検索できるようにしなければならない。